

修了証明書再発行の取扱い

- 1 修了証明書の性格は次のとおりである。
 - (1) 修了証明書は、講習課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。したがって、通常の免許証とは性格が異なる。
 - (2) 修了証明書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り発行するものである。
- 2 1で示した修了証明書の性格を踏まえ、修了者から再発行の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか確認し、別紙4「受講者の本人確認について」1に準じて依頼者が本人であるか十分確認したうえで、次により対応するものとする。
 - (1) 紛失した場合

実物と同一様式で再発行する。その場合は、次の点に注意して再発行する。

(参考例1)

ア 修了年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証明書であることを明示する。

イ 再発行日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。

ウ 当初発行の証明書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。実物と同一の証明書に代え、氏名、生年月日、修了証明書番号、修了年月日を記載した文書を発行し、修了した旨の事実を証明する。(参考例3)

これは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書が再発行せず、証書に代え文書で卒業した旨を証明するのと同様である。

事業者名に変更があった場合、講習を実施した事業者の解散等により引継ぎを受けた事業者が証明書を発行する場合等、証明する事業者名が講習を実施した事業者名と異なる場合は、講習を実施した当時の指定事業者名を併記して発行すること。

(参考例2)
 - (2) 氏名の変更の場合

氏名の変更による再発行は行わないものとする。これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切でないためである。

これは、学校を卒業後、氏名が変更されたことにより、卒業証書を変更後の氏名で再発行することがないのと同様である。

ただし、事業者の判断により、交付済みの証明書に変更後の氏名を裏書きする(裏面に特記事項として書き込む)ことは差し支えない。

なお、氏名を変更した者から紛失による再発行の依頼があった場合は、修了時点の氏名(変更前の氏名)により再発行するものとする。すでに記述したように、修了した時点の事実に基づく証明書なので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切でないからである。

(参考例 1)

再発行	号
修 了 証 明 書	
氏 名	
年 月 日生	
介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1 項第9号に掲げる講習の課程を修了したことを証明す る。	
年 月 日 修了	
年 月 日 再発行	
研修指定事業者名	
代表者名 印	
役職・再発行時の代表者氏名及び代表者印	

(参考例 2)

再発行	号
修 了 証 明 書	
氏 名	
年 月 日生	
介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1 項第9号に掲げる講習の課程を修了したことを証明す る。	
年 月 日 修了	
(研修実施事業者名) 実施	
年 月 日 再発行	
証明書発行事業者名	
代表者名 印	
役職・代表者氏名及び代表者印	

(参考例 3)

福祉用具専門相談員指定講習修了者証明書

次の者について、介護保険法施行令第 4 条第 1 項第 9 号に規定する福祉用具専門相談員指定講習の修了者であることを証明します。

氏 名

生年月日

修了証明書番号

修了年月日

証明年月日

研修事業者名

代表者名

印